

○南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱

平成18年1月1日告示第11号

改正

平成18年5月29日告示第231号

平成21年3月27日告示第39号

平成24年2月24日告示第10号

平成25年3月8日告示第15号

平成27年7月3日告示第97号

平成27年12月25日告示第168号

南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく居宅サービス又は施設サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が、その社会的役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者（以下「被保護者」という。）に対して行う利用者負担額の軽減事業（以下「軽減」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人等の申出)

第2条 軽減を行おうとする法人等は、市長に、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書（様式第1号）により、その旨の申出を行うものとする。

(軽減対象サービス)

第3条 軽減の対象となるサービスは、法第8条第2項に規定する訪問介護、法第8条第7項に規定する通所介護、法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護、法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、法第8条第22項に規定する複合型サービス、法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス、法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、法

第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）とする。

（軽減の対象者）

第4条 軽減を受けることができる者（以下「軽減対象者」という。）は、南相馬市介護保険の被保険者であつて、かつ、市民税世帯非課税の者で、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの及び被保護者（平成27年4月1日までに施行された生活保護法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴う生活扶助基準の変更により生活保護が廃止された者のうち、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用負担が無かった者（以下「特例者」という。も含む。）とする。

- （1） 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- （2） 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- （3） 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- （4） 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- （5） 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の軽減対象者のうち、旧措置入所者で利用者負担割合が100分の5以下の者については、軽減の対象外とするが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。また、被保護者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

（軽減対象確認の申請）

第5条 減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

（軽減対象の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、必要な調査を行い、軽減の可否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(確認証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により、軽減を行うことを決定したときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(様式第4号。以下「確認証」という。)を申請者に交付するものとする。

(確認証の提示)

第8条 前条の規定により、確認証の交付を受けた者は、第2条の規定による申出を行った法人等の行う軽減対象サービスを利用するときは、当該法人等に確認証を提示するものとする。

(軽減の実施)

第9条 第3条に規定するサービスを利用する者から前条の規定により確認証の提示を受けた法人等は、確認証に記載された軽減内容に基づき、軽減を行うものとする。

(確認証の有効期間及び更新等)

第10条 確認証の有効期間は、第5条に規定する申請を行った日の属する月の初日から、翌年度の7月末日(4月1日から7月末日までに申請が行われた場合は、当該年度の7月末日)までとする。

2 新たに南相馬市の被保険者となった軽減対象者が被保険者資格を取得した日の属する月に第5条に規定する申請を行った場合は、前条の規定にかかわらず、有効期間は被保険者資格を取得した日から始まるものとする。

3 第1項に規定する有効期間満了後も軽減の適用を受けようとする者は、有効期間満了月の前月から有効期間の満了日までの間に第5条の規定による申請を行うものとする。ただし、この場合の有効期間は、現有効期間の満了日の翌日からとする。

(確認証の記載事項変更届出等)

第11条 軽減対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長に軽減確認証記載事項変更(資格喪失)届出書兼再交付申請書(様式第5号)を提出するものとする。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 氏名又は住所が変更になったとき。
- (4) 確認証を紛失し、又はき損したとき。

(確認証の返還)

第12条 軽減対象者が、前条第1号及び第2号のいずれかに該当することになったときは、

市長に確認証を返還するものとする。

(軽減の対象となる利用者負担額)

第13条 軽減を受けることができる利用者負担額は、第3条に規定するサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(軽減額)

第14条 法人等による軽減の額は、前条の利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）の額とする。ただし、被保護者については、利用者負担の全額とし、特例者については、居住費（滞在費）は全額、居住費以外の費用は4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）の額とする。

(軽減額の助成)

第15条 市は、第2条に規定する申出を行った法人等に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項の助成金の算定については、事業所（施設）（以下「事業所等」という。）を単位として行うこととする。

(助成金の額)

第16条 助成金の額は、当該法人等が運営する事業所等が軽減した総額のうち、当該事業所等が本来受領すべき利用者負担収入（本市の被保険者の軽減対象サービスに関するのものに限る。以下「利用者負担収入」という。）に対する割合が100分の1を超えた金額の2分の1以下の金額とする。ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護福祉施設サービスについては、これに加えて、軽減総額の利用者負担収入に対する割合が100分の10を超える場合には、超える金額の全額とする。

(端数計算)

第17条 第14条及び前条に規定する金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施状況報告)

第18条 助成の対象となる社会福祉法人は、軽減を実施した月における実施状況について、翌月の20日までに社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施状況報告書（様式第6号）によ

り、市長に提出するものとする。

(助成金の交付申請)

第19条 第15条に規定する助成を受けようとする法人等は、4月分から翌年の3月分までの実績に基づき、当該年度の3月末日までに社会福祉法人等利用者負担軽減事業助成金交付申請書(様式第7号)に社会福祉法人等利用者負担軽減事業実績報告書(様式第8号)を添えて、市長に助成金の交付を申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第20条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減事業助成金交付決定通知書(様式第9号)により交付決定を行うものとする。

(助成金の請求)

第21条 前条の交付決定通知書を受けた社会福祉法人は、社会福祉法人等利用者負担軽減事業助成金請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(書類の整備等)

第22条 助成金の交付を受けた社会福祉法人は、軽減に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該軽減に係る会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(他の要綱等との適用関係)

第23条 南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)との適用関係については、南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱に基づく軽減の適用を優先するものとする。

2 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)並びに法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費(以下「高額医療合算介護サービス費等」という。)との適用関係については、この告示に基づく軽減の適用を優先し、軽減適用後の利用者負担額に対して高額介護サービス費等及び高額医療合算介護サービス費等の支給を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介

護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者の施設サービス費に係る利用者負担について高額介護サービス費等が適用される場合は、この告示に基づく軽減の対象としないこととする。

- 3 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費、法第51条の4に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費及び法第61条の4に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、この告示に基づく軽減の適用を行うものとする。

（その他）

第24条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日までに、合併前の小高町社会福祉法人による利用負担額減免事業補助金交付要綱（平成16年小高町訓令第5号）又は原町市社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担の減免及び助成に関する要綱（平成16年原町市告示第19号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（平成21年4月の介護報酬改定に伴う軽減額の特例）

- 3 平成21年4月の介護報酬改定に伴う利用者負担の急激な増加を抑えるため、同月1日から平成23年3月31日までの間に利用された第3条に規定するサービスに係る利用者負担額については、第14条中「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは「53パーセント」とする。

附 則（平成18年告示第231号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで利用者負担第3段階であった者で利用者負担段階が1段階上昇するものについて、平成18年7月1日から平成20年6月30日までにおいては、第13条中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第4条第1項中「市民税世帯非課税」とあるのは「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、第4条第1項第1号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第14条中「4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）」とあるのは「8分の1」と読み替えて行うものとする。

附 則（平成21年告示第39号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則（平成25年3月8日告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年度の介護保険サービス事業から適用する。

（経過措置）

2 改正前の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱第7条の規定により交付された社会福祉法人等利用者負担軽減確認証で、この告示の施行の際現に効力を有するものは、改正後の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱第7条の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成27年7月3日告示第97号抄）

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱の規定、第2条の規定による改正後の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱の規定、第3条の規定による改正後の南相馬市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定、第4条の規定による改正後の南相馬市地域包括支援センター設置

要綱の規定、第5条の規定による改正後の南相馬市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金及び地域介護・福祉空間整備推進補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月25日告示第168号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱の様式によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第18条関係）

様式第7号（第19条関係）

様式第8号（第19条関係）

様式第9号（第20条関係）

様式第10号（第21条関係）